

14. 広告景観モデル地区(条例第32条)

丹波篠山市では、農の都にふさわしい景観形成を図るため、屋外広告物についても地域の特性に応じた広告景観の形成に取り組んでいます。この取り組みの一つとして、次のいずれかに該当する地域のうち、広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域を、「広告景観モデル地区」として指定できる制度を設け、良好な広告景観の形成を図ります。

- ① 主要な道路に沿った地域
- ② 河川、溪谷、森林及びこれらの付近の地域
- ③ 駅前、街路沿い、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- ④ 前各号のほか、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

◆篠山口駅周辺広告景観モデル地区

兵庫県屋外広告物条例に基づき、平成11年度にモデル地区として県知事より指定を受け、平成12年4月1日より運用を行っています。

【モデル地区の区域】大沢、味間新、大沢新及び中野の各地内

丹波篠山市 まちづくり部 地域計画課 景観室

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

TEL (079) 552-1118 / FAX (079) 552-0619

https://www.city.tambasayama.lg.jp/jigyoshanohe/machizukuri_keikan/8876.html

